

審 議 結 果 速 報

(令和6年10月10日)

陳情6年危機管理第41号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和6年9月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-41 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に対して、国と中国電力への再度の照会と、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情	不採択 (R6.10.10)
<p>▶陳情事項</p> <p>1 国・中国電力に対して、今後の活断層の運動に関する新知見や来春の規制委員会「原子力災害対策指針」の「屋内退避」運用見直し後に、再度回答するよう求めること。</p> <p>2 上記1に関連して、当面、自然災害や原発事故への県民の不安を解消するために、島根原子力発電所2号機の「再稼働への了解」を一旦撤回すること。</p>			

▶所管委員長報告（R6.10.10本会議）会議録暫定版

原子力規制委員会は原子力災害対策指針における放射線の防護措置の考え方として、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるとしており、能登半島地震を受けても、この基本的な考え方を変えるものではなく、同指針の変更は必要ないとしている。加えて、同委員会は、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、屋内退避の最も効果的な運用の検討を進めているが、検討の前提として、同指針の基本方針は変更する必要がないとしていること。また、同委員会は、能登半島地震に関しては、現時点で規制に反映すべき新たな知見は得られておらず、今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していくという見解を示していること。

能登半島地震を受け、本年4月に県は、国及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得ており、県原子力安全顧問が専門的観点からこれら回答が妥当なものであることを確認していること。その上で、県は、島根原発2号機の安全対策について、専門家、県民及び2市の意見を基本として、県議会での議論等も踏まえ、中国電力に対し意見を提出することとし、安全を第一義として責任ある対応を強く求めるとともに、国に対して必要な要望を行うこととしており、その内容は妥当なものとする。

そのうち、国への要望事項において、能登半島地震の被災状況を踏まえ、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援や実動組織による万全の措置を講じるよう求めているとともに、能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直し厳格な審査を行うよう求めていること。

また、中国電力への意見においては、複合災害時において避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じることを求めるとともに、宍道断層と鳥取沖西部断層との連動の可能性を含む地震・津波等の対策の在り方について、能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を収集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じるよう求めていること。加えて、鳥取県、米子市及び境港市が地域住民の安全を確保する

ため引き続き監視及び確認を続け、専門家の意見を踏まえ、安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し、所要の措置を求めていくこととしていること。

さらに、今後も、国等における能登半島地震を踏まえた検証や原子力規制委員会における検討チームの議論等に注視し、原子力安全顧問の意見を伺いながら、必要に応じて本県の原子力防災対策に反映させていくこととしていること。

なお、エネルギー政策は国の専管事項であり、国と中国電力において安全性を前提とした供給を第一とし、安定供給、経済効率性、環境への適合が図られるものであること。

そして、9月9日に開催された原子力安全対策合同会議では、これら回答内容について両市の原子力発電所環境安全対策協議会委員に対して中国電力、国等から直接説明を行った際には多数の一般傍聴者が参加しており、また、同会議の様子は、県ホームページ上に会議動画が掲載されていること。

以上のことから、改めて措置を求めるまでもないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

本年4月3日の平井鳥取県知事の国・中国電力への照会は、同年7月20日開催の原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という。）や国との意見交換の場で平井知事が意見表明されたように、本年1月の能登半島地震による住民の原発事故に対する不安からの行動であると考え。

この回答では多くの不明な点や問題点があるが、次の二点を指摘させていただく。

一つ目は、能登半島地震で起きた活断層の150kmにもわたる連動と20km離れた富来川南断層が動いたことについての回答である。

規制委員会の回答では、「ただちに規制に反映すべき新たな知見は得られていません」としている。しかし、回答でも言及されている3月27日開催の「技術情報検討会」では、「中間報告的な位置づけ」で「知見の更新が今も図られて」いて、「規制上の取扱いについて検討」されることが報告されている。この回答をもって住民の宍道断層と鳥取県沖断層との連動の不安が解消できるとは思えない。最低でも「規制上の取扱いについて検討」の結果を待つべきと考える。

中国電力は、本年2月22日開催の境港市安全対策協議会で「調査チームを作り、断層連動も含めて最新知見の有無を調査しているところ」と答えているが、結果を未だ住民に示していない。現時点での調査の状況等を詳細に報告すべきである。連動の可能性が否定できなければ、原発の基準地震動の設定にも影響が出てくる。最低でも調査結果が出るまでは再稼働を延期すべきである。

もう一点は、複合災害時の避難計画の修正の問題である。

本年4月3日の平井知事の規制委員会への照会では、「『屋内退避の運用』についての検討は、…地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか」と聞いているにもかかわらず、規制委員会の回答では、「屋内退避の検討チームで議論を行っている」として、明確な回答を避けている。「屋内退避」の運用の見直しについては、来春になるとの報道がある。能登半島地震のような地震との複合災害の場合、UPZの原則「屋内退避」が変更される可能性があり、現在の避難計画を変えなくてはいけなくなる。規制委員会は検討チームの議論を待ち、再度回答すべきだと考える。

これらの回答の問題点や不明な点を再度照会していくべきと考える。

▶提出者

憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県 代表 三浦 敏樹

原水爆禁止鳥取県民会議 代表 細砂 直

現 状 と 県 の 取 組 状 況

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、家屋の倒壊や道路の寸断、能登半島北部での海底隆起等の被害が発生したものの、志賀原子力発電所において安全上問題となる被害は確認されず、原子力災害も発生していない。また、内閣府調査では、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが報告されている。
- 2 原子力規制委員会は、能登半島地震に関しては、現時点で規制に反映すべき新たな知見は得られておらず、今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していくという見解を示している。
- 3 一方、本年1月に開催された宮城県女川地域における原子力規制委員長との意見交換での地元自治体からの意見等を踏まえ、同委員会は、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、屋内退避の最も効果的な運用（屋内退避の対象範囲、実施期間、屋内退避の解除又は避難等への切替え等）の検討を進めており、今年度内に検討結果を取りまとめるとしているが、検討の前提として、原子力災害対策指針の基本方針は変更する必要がないとしている。
- 4 志賀原発2号機は新規規制基準の審査中で、敷地内の断層評価に長期間を要し、敷地近傍の福浦断層が能登半島地震に伴って動いた痕跡がないと評価され、海域を含む敷地周辺の活断層評価の審査は始まったばかりであり、周辺の断層の連動性についての評価中である。
- 5 島根原発2号機は新規規制基準に適合していると認められ、審査で詳細な追加調査が行われ、宍道断層を申請時の22kmから39kmに見直し、鳥取沖断層との連動については、音波探査を含む様々な追加調査結果を基に、両断層が連動して活動するものではないことが確認されている。さらに、能登半島地震による原発への影響について、中国電力は、電気事業連合会、ATENA（原子力エネルギー協議会）を中心とした事業者やメーカーと連携した体制に参加し、検証を実施中である。
- 6 国の原子力防災会議は、本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして令和3年9月に了承しており、一定の実効性があるものとして認められている。

【県の取組状況】

- 1 島根原発2号機の新規制基準適合後も引き続き安全性を監視し、安全対策について中国電力に意見を述べることとしている。
- 2 本県の地域防災計画・避難計画では、原子力災害における複合災害を想定し作成している。その中で、「①まずは人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取る」、「②その安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取る」としており、地震等により家屋での屋内退避が出来ない場合は、コンクリート屋内退避施設、近隣の避難所等で屋内退避を実施すること、必要に応じてUPZ内外の避難所に移動し屋内退避することとしている。
- 3 また、本年7月20日の原子力規制委員会との意見交換において、地域防災計画・避難計画の修正の必要性についての質問に対し、原子力規制委員長からは「原子力複合災害の場合には、まずは自然災害から命を守る行動を取っていただくとともに、屋内退避、あるいは予防的避難を実施していただく必要がある」との回答があり、地域防災計画の規定と同様の対応であることを確認した。
- 4 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得た。

6

- 5 その上で、これら回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥当なものであるとの意見を聴取している。
- 6 また、本年2月22日の境港市安全対策協議会で中国電力から説明のあった調査チームによる最新知見の有無の調査については、その調査結果※を9月9日の原子力安全対策合同会議において、同協議会委員を含む出席者に対して、資料を提示し、調査結果について説明している。
※能登半島地震による原発への影響について、中国電力は、電事連、ATENAを中心とした事業者やメーカーと連携した体制を構築し検証を実施
- 7 今後、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市、県議会の意見も踏まえ、中国電力に対して島根原発2号機の安全対策について意見を述べていく。